

平成26年8月19日

世界遺産「紀伊山地の靈場と参詣道」保全に関する要望書に対する

事情調査責任者 世界遺産国会議員連盟特別顧問 玉置 公良 様  
奥熊野玉置の世界遺産を守る会 原 秀雄 様  
和歌山県世界遺産マスター 辻田 友紀 様  
(有)ミュージアム工学研究所 代表 棚井 喜孝 様  
古神道研究家 岡田 光興 様

奈良県教育委員会事務局 文化財保存課長  
奈良県地域振興部 文化振興課長

玉置神社御神木の着生木の伐採等について（回答）

平成26年7月25日付け世保要調第H26-001号によりご質問のありました件について、下記のとおり回答します。

記

○質問（1）～（3）について

【回答】

玉置神社の「杉の巨樹群」は世界遺産の構成要素ではない。また、神代杉が樹生している場所は、世界遺産のプロパティーゾーンではなくバッファーゾーン（緩衝地帯）である。その杉の木にある着生木の伐採は、世界遺産の顕著な普遍的価値に影響を与えるものではない。

神代杉を含む県指定天然記念物「杉の巨樹群」は、巨樹である「杉」に対して希少性を認めて指定しており、着生木に着目しているわけではない。

○質問（4）～（5）について

【回答】

県の樹木調査診断は、委託先の日本樹木医会所属の複数の樹木医による現地調査から作成されたものであり、樹勢回復につながる適切な診断結果と判断している。

神代杉の着生木の価値付けは前述のとおり。

○質問（6）～（8）について

【回答】

杉の樹勢回復を目的とした着生木の伐採は、奈良県文化財保護条例に基づく現状変更許可申請が必要な措置である。今回の玉置神社からの許可申請に対して、県教育委員会としては、杉の樹勢回復措置として適正であると判断し、許可している。

○質問（9）～（13）について

【回答】

着生木の伐採は、奈良県自然環境保護条例施行規則第15条第5号ウ「森林の保育のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること」に該当し、許可を要しない行為である。

○質問（14）について

【回答】

十津川村景観条例の適用については、奈良県は所管外である。

○質問（15）～（29）について

【回答】

県の樹木調査診断は、委託先の日本樹木医会所属の複数の樹木医による現地調査から作成されたものであり、適切な診断結果と判断している。そのため、診断結果にある着生木の除去は、樹勢回復につながるものと判断している。

今後の神代杉の樹勢回復の方法については、診断書の提案をもとに、神社内部での十分な協議を経て、最終的には所有者である玉置神社が判断すべきと考えている。

○質問（30）について

【回答】

今後も、関係法令に基づき、適正に対応していく。

○質問（31）～（32）について

【回答】

着生木の伐採行為は関連する法令に違反するものではない。

○質問（33）～（34）について

【回答】

平成19年1月に、奈良、和歌山、三重の三県で作成した「世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」保存管理計画」の冊子を、関係市町村、県内大学図書館、公立図書館等に配布し周知に努めている。

これら、保存管理計画の実行により、適切な保護措置が取られていると考えており、今後も、保存管理計画に基づく世界遺産の保全・管理を着実に実行していく。